

介護保険財政安定化基金審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護保険財政安定化基金審査委員会規程の一部を改正する訓令

介護保険財政安定化基金審査委員会規程（平成12年岩手県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項について審査等を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「政令」という。）<u>第6条第5項</u>に基づく市町村等に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることに関する事。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項について審査等を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「政令」という。）<u>第6条第6項</u>に基づく市町村等に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることに関する事。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成27年6月5日から施行する。